

平成26年度訪問看護推進総合事業について

◆：H26年度新規事業、●：継続

■ 訪問看護人材確保育成事業

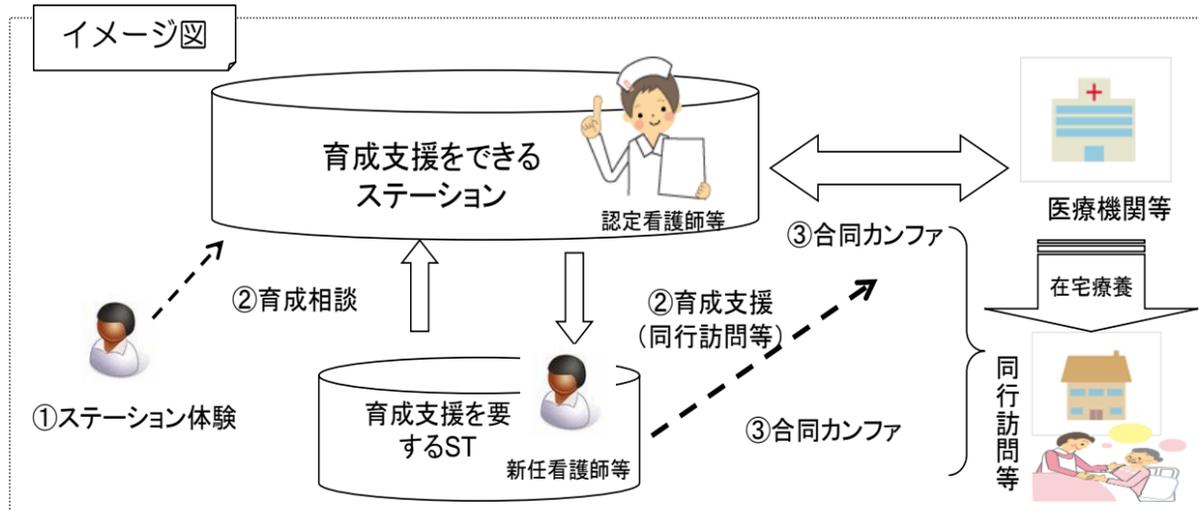
1 地域における訪問看護師育成支援

● 地域における教育ステーション事業

認定訪問看護師相当の指導者がいる育成支援をできるステーションが、地域の育成支援を要するステーションのニーズに応じた同行訪問による指導・助言等を行うことにより、地域の訪問看護人材を育成支援

(例示：イメージ)

- ① ステーション体験の受け入れ
- ② 地域の新任訪問看護師等の育成支援・相談（同行訪問等の実施）
- ③ 合同カンファレンス等による利用者を通じた相互交流等



2 訪問看護のPR・人材の確保

● 訪問看護人材確保事業

都民や看護師等に訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、講演会やシンポジウム等を開催

3 管理者・指導者の育成支援

● 管理者・指導者育成事業

人材育成も含めた人的資源管理、経営的にも安定した事業所運営を行える管理者を育成するとともに、管理者同士のネットワーク構築の推進を図るため、管理者等に対する研修を実施

● 認定訪問看護師資格取得支援事業

訪問看護の実践と相談・指導ができる看護師の育成を支援し、労働意欲の向上、定着の促進、看護職員全体の質の向上の推進を図るため、事業所等に対し資格取得を支援

4 中・長期対策を含め多角的・総合的に検討

● 東京都訪問看護推進部会

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討

■ 訪問看護師勤務環境向上及び訪問看護師定着推進事業

5 勤務環境向上及び定着推進

◆ 訪問看護師勤務環境向上及び定着推進事業

訪問看護師の勤務環境の向上や定着を促進するため、一定の条件のもと、研修や産休・育休・介護休業等を取得する際の代替職員確保を支援（常勤換算7人未満のステーション）

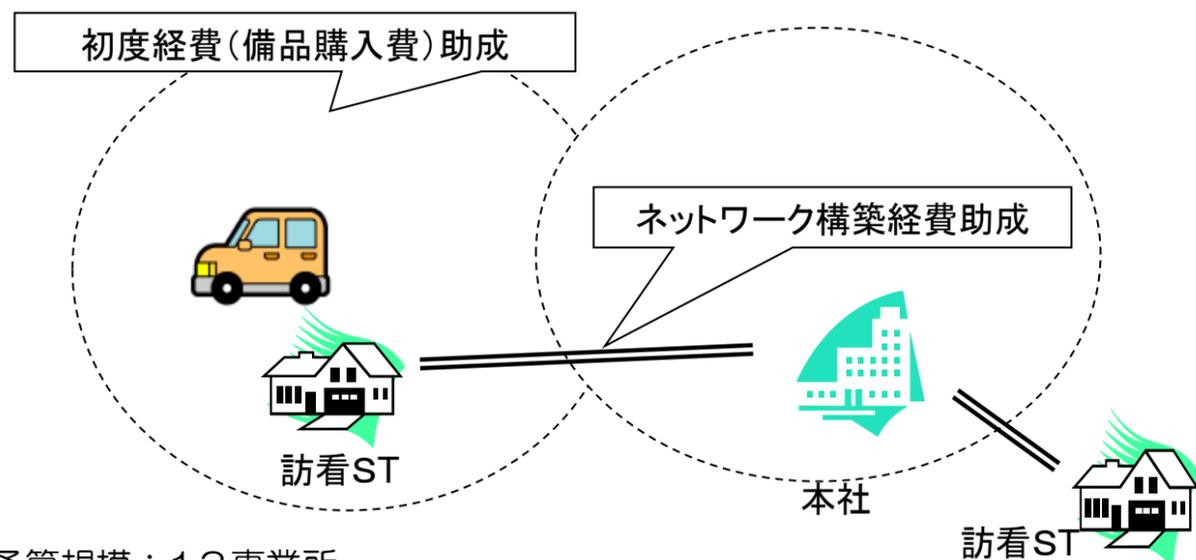
■ 訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業

6 訪問看護ステーションの設置促進・運営支援等

● 訪問看護ステーション設置促進事業

ステーション設置によるサービス提供エリアの拡大を図るため、新規設置の初度経費を助成

- ① 安定的な事業所運営体制の確認（法人内の連携体制）
- ② 常勤換算4.5人以上の看護師配置



予算規模：13事業所

※ サテライト設置に対する補助については、H24より国の地域介護・福祉空間整備推進交付金において、「訪看の大規模化、サテライト型事業所の設置促進」が新規に対象となったため、都補助は廃止された。

● 訪問看護ステーション事業開始等支援事業

ステーション運営の安定化・効率化や経営基盤の強化を支援するため、経営コンサルタントによる個別相談会を実施

7 訪問看護ステーションの業務運営の効率化支援

● 訪問看護ステーションIT化支援事業

ITシステム（モバイル端末）の導入により中小規模の訪問看護ステーションの緊急時対応や業務運営の効率化を図り、訪問看護ステーションの安定的運営を推進

- ・ 予算規模：42ヶ所（常勤換算7人未満のステーション）
- ・ 補助基準額：1ヶ所あたり900千円、補助率：1/2



■ 福祉人材の確保・定着モデル事業

8 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な支援

◆ 福祉人材の確保・定着モデル事業

福祉現場の勤務環境の改善と高齢者の雇用促進を図るため、福祉事業所に実務経験を有する高齢者等をクランク人材として派遣するモデル事業を実施する。